

下水道使用料の消費税率 10%への改定について

令和元年 10 月 1 日から、消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）を合わせた税率が現行の 8%から 10%に改定されます。それに伴い、下水道使用料も改定後の消費税率 10%を適用します。なお、消費税等を除く現行の下水道使用料を引き上げるものではありません。

下水道使用料の消費税率 10%の適用時期について

消費税率 10%は、口座振替をご利用のお客様につきましては、令和元年 11 月分（12 月振替分）から適用となります。納入通知書でお支払いのお客様につきましては、令和元年 11 月分の納入通知書から適用となります。